



JAL不当解雇撤回ニュース

No438号 2015.03.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

不当労働行為裁判(行訴)が結審 判決日は6月18日

3月26日不当労働行為事件(行訴)の第2回口頭弁論が東京高裁で開かれ結審となり、裁判長より「判決日は6月18日(14:40 824号法廷)」との言い渡しがされました。本件は、「スト権を確立したら機構は3500億円の出資をしない」と、管財人代理(弁護士)が労組に脅しをかけた事件。当然、都労委は不当労働行為にあたるとして救済命令を発しました。地裁も都労委命令を有効と判決。会社は控訴していましたが今回の第2回口頭弁論で結審となりました。整理解雇の過程で発生したこの不当労働行為は、まともな交渉もせず整理解雇を強行した証しであり、日航の整理解雇に正当性がないことを示す重要な裁判です。不当解雇撤回・165名の職場復帰を勝ち取るためにも勝利判決を手にしなければなりません。裁判後の報告集会の内容を紹介します。

瀬戸元管財人の証人採用を却下 安原弁護士 口頭弁論の内容を報告

前回の口頭弁論で会社申請の証人、瀬戸元管財人の採否の決定が持ちこされていたが、申請は却下された。



瀬戸氏の陳述書の内容を要約すれば、ストが行われるようであれば解雇ができず再建ができない。だから、更生計画手続き下にあっては許されるという主張で、半分以上は自分の心中を書きつづったものである。

却下の理由は、瀬戸氏の心の内がどうであったかということ、不当労働行為か否かとは関係がないということ。また整理解雇をしなければ再建ができないと主張するが、再建の成否は不当労働行為か否かとは別問題であり関係がないとするものであった。

証人申請が却下され、即結審となり、判決日は6月18日となった。



【写真】 集会で報告を聞く集会参加者のみなさん

会社主張の特徴を竹村弁護士が報告

会社の主張を、一言でいえば、論点があいまいで中身がないこと。特徴点の第1は、例えば「ストは国民の理解を得られない」といった関係のない主張をしていること。第2に論点があいまいで意味不明であること。例えば「安全を阻害する」というがスト権の確立がなぜそうなるのか?意味不明である。第3は「スト権の確立＝ストライキ」ではないのに「ストライキになれば」と述べるなど、事実と反する主張をしていること。



田二見、古川両委員長がお礼と決意

勝利判決で解雇の不当性を明確にする そして、必ず165名を職場にもどす

弁護団の報告を受けて若干の質疑を実施。その後参加者のみなさんからの感想や意見を出し合いました。

集会の最後は当該労組である日航乗組田二見委員長、CCUの古川委員長がそれぞれあいさ

つに立ち、支援へのお礼とともに、この不当労働行為行裁判で必ず勝利し、そして、この勝利判決を大いに活用し、不当解雇された仲間の職場復帰を勝ち取りたいとの決意を述べました。

